

出資者＝経営者間における利害調整のための 事業別「拠出資本と留保利益の区別」

—— 1794年プロシア普通国法をつうじた GAAP としての位置づけ ——

(2)¹⁾

石 川 業

目 次

- 1 序—本稿の目的
- 2 本稿の動機と背景
- 3 プロシア普通国法の組合規定・商事会社規定にみる
事業ごとの拠出にもとづく出資者＝経営者間の利害調整
- 4 プロシア普通国法の組合規定にみる
「拠出資本と留保利益の区別」と出資者＝経営者間の利害調整
(以上、本誌第61巻第2・3合併号)
- 5 プロシア普通国法の商事会社規定にみる
「拠出資本と留保利益の区別」と出資者＝経営者間の利害調整
- 6 自発的な実践から制度的な法規に吸収された GAAP としての
「拠出資本と留保利益の区別」の位置づけ
(以上、本号)
- 7 現在では「拠出資本と留保利益の区別」は
出資者＝経営者間における利害調整のための GAAP ではないのか？
- 8 結 び

5 プロシア普通国法の商事会社規定にみる

「拠出資本と留保利益の区別」と出資者＝経営者間の利害調整

本節では、前節までの検討を受けて、1794年プロシア普通国法における商事

1) 論点の分担と、議論の展開を明確にするために、本稿の構成を見直してある。具体的には、前回の(1)における目次と第1節で予告した節立てのうち、第6節が2つの節に分けられ、節が1つ増えて、本稿は全部で8節立ての予定となる。

会社規定のうち、「拠出資本と留保利益の区別」に関わる「利益および損失について」の規定を検討しよう。これらの規定はのちに、1839年ヴェルテンベルク商法草案における、合名会社ないし株式会社の財産分配や資本概念に関する規定等の起草をつうじて、企業形態の違いを超え、手本とされた。そしてゆくゆくは、それらが日本の（株式会社）会計制度における資本概念の源流を構成することにもなる²⁾。その点から、本稿の目的（第1節ないし第2節参照）に照らして最も重要な規定もそれらである、ということになる。

もっとも、プロシア普通国法のもとでは、商事会社に対して既述のとおり、別段の定めがないかぎり前節で検討した組合規定が準用される（2編8章614条）。また、その結果としても実際、本節で新たに引き上げる規定（とくに、別段の定め）は多くない。そのため、ここでの作業には基本的に、すでに組合規定から読み取られた「区別」をめぐるルールが、どのように商事会社規定に引き継がれるのかについての確認、という性格が強くなる。この意味で本節の内容には、前節との重複が生じるわけであるが、そういう作業にむしろ積極的に取り組もうとするのは、そこから組合規定と商事会社規定に共通する「区別」のルール、したがって、それだけより一般的な「区別」のルールのあり方が、たしかめられるはずだからである。その確認が、前々節および前節からの延長線上にある、本節の目的になる。

商事会社における「利益および損失について」の規定

それではまず、ここまでの検討の流れを引き継いで、プロシア普通国法の商事会社規定における「利益および損失について」の規定³⁾を検討する。その作業をつうじた結論を、本節でもまた前もって示しておくのがよいと思われるが、

2) このことについては、拙稿「わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質—会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度—(1)(2)(3・完)」『愛知経営論集』第155号・第156号・第158号(2007年2月・2007年7月・2008年7月)を参照されたい。

3) 資料は、Koch, C. F., Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, 2. Theil, 1. Bd., Berlin, 1854年。

組合規定からすでに読み取られていた特徴なら（第4節冒頭参照）、この本文では繰り返して示す必要はないであろう⁴⁾。とくに、組合規定と多少とも異なっているとみられる特徴を示せば、それは次の2つである。

- ① 組合規定におけるのと異なって、拠出資本だけでなく留保利益についても（明確な）利子付与の規定が置かれ、その点では両者が「区別」されていないこと。
- ② ところが、事業継続を条件とした、「区別」を前提にする拠出資本維持型の財産分配ルールが、そのまま引き継がれている、というよりもむしろ、慣習より多い利子の払戻規定⁵⁾によって結果的に、組合規定からいくぶん強化されていること。

第653条

定款に別段の定めがなければ、各社員は、その払込資本（*ingelegtes Capital*）について、慣習的な利子を請求する権利を与えられる。

第654条

年次決算書が作成され、それにもとづいて利益配当が支払われる前に、社員は、他の社員の合意なしに、その払込資本についての、国の慣習的なものよりも大きな利子を、商事活動（*Handlung*）から引き出すことはできない。

-
- 4) その特徴について、前節との重複も承知で確認すれば、次のとおりであった。
 - ① 貸借対照表上での利益計算にもとづく、事業継続を条件とした資本維持型の財産分配ルールが想定されていること。
 - ② そこでいう資本は拠出資本であり、そして「拠出資本と留保利益の区別」が前提にされていると解されること。
 - ③ これらのルールのほか、拠出資本への利子付与を含む、組合員（出資者ないし経営者）間の財産分配をめぐる利害調整について、詳細な規定が置かれていること。
 - 5) 後述するが、その規定はおそらく意外にも、商事会社の社員（出資者ないし経営者）が無限責任を負うことをより明確にする規定でもある。

第655条

にもかかわらず、それが行われる場合：多く引き出された金額について、最も高く合意された利子率分が納付されなければならない、かつ、（引き出された金額と一石川）同じ金額が、だれであれ社員による要求にもとづいて（auf Verlangen des einen oder andern Gesellschafters）、ただちに、再び元に戻され（herbey geschafft werden）なければならない。

第656条

それに対して、作成された決算書、および、企図された分配にもとづき、各社員は、継続事業を害することなく（ohne Zerrüttung der fortlaufenden Geschäfte）可能であるかぎり、利益持分の現金配当を任意に行う権利が与えられる。

第657条

ある社員が、均分された利益持分を、その他の社員の明確な、または、暗黙の承認をもって、商事活動に残しておく場合：その社員には、それ（利益持分一石川）について、第643条⁶⁾にもとづいて決められた、組織における年度満了時に、払込資本についてと同様（gleich dem eingelegten Capitale）、利子が付されなければならない。

商事会社規定における「拠出資本と留保利益の区別」の想定（653条～657条）

上に示した5か条のうち、第653条ないし第655条は、拠出資本についての利子付与・維持に関する規定であり、それらに続く第656条ないし第657条は、利

6) この第643条と、その前提になっている第642条は、次のとおりである（訳については、安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房、1997年、184-185頁における訳をそのまま引用させていただいた）。

第642条

定款に別段の定めなき場合には、各社員は、年度末に総ての会社財産について財産目録を作成し、次いで商業帳簿から決算書（Abschluß）を作成し、それに基づいて利益及び損失の分配を行うことを要求できる。

第643条

別段の定めなき場合には、これは、毎年12月末日に行われねばならない。

益持分についての配当・留保（および利子付与）に関する規定である。これらを概観して、本稿の関心にも立脚しながら最初に確認しやすいと思われるのは、商事会社においても「拠出資本と留保利益の区別」が想定されている、と理解できることであろう。

その理解の根拠を説明する方法は1つではないかもしれないが、ここでは、まず第657条に注目したい。同条は、組合規定におけるのと異なって、商事活動に残された利益（持分）にも利子を付与すべし（おそらく、「払込資本についてと同様」（657条）、「慣習的な利子」（653条）を付与すべし）、と指示する規定である。これは一見、払込資本と利益持分を同じように扱っているため、「区別」の想定に消極的な材料となるように見える。それにそもそも、利益持分という語は、組合規定でもそうであったように理屈のうえでは、（拠出）資本に振り替える前の、期間利益（のみ）に対する持分を表わすものとして読んでも意味はつうじるから⁷⁾、それを留保利益を意味するものとみる必然性もない。とはいえ、前節と同様にここでもなにより、利益持分が自動的に拠出資本に振り替えられるような想定にはなっていないことを確認しておきたい。もしそのような、「区別」が行われないことになる想定であったなら、（払込）資本への利子付与を定める第653条があれば足りるはずで、利益持分について別途規定する第657条は、なくてよかった。

そこにあえて設けられた第657条が、少なくとも決算時にいったんは「区別」が行われることを想定する規定として読めるなら、次に問い得るのは、その「区別」が保持されていくかどうか、いいかえると、利益持分を（前期以前から当期にかけての）留保利益と読めるかどうか、であろう。そのことを意識して、あらためて第657条と、さらにその前の第656条を読み返せば、「利益持分」を

7) 実際にこれまで、分配（配当）規制のタイプとして、分配可能額を期間利益に限るものも存在してきた（ここではとくに、安藤，前掲書，第4章第2節参照）。本文のように利益持分をいわば期間利益持分と理解する場合にももちろん、配当できるのは期間利益の金額ぶんだけということになるが、そうなると、ドイツに伝統的とみられてきた分配可能額のルールとは、異なるルールの解釈がもたらされることになる（安藤，前掲書，第4章第3節参照）。

留保利益として読んで不自然さのないことがたしかめられるであろう。そのうえ、第654条の「利益」(配当)も、留保利益(配当)と読み替えて差し支えなさそうである。

以上のことを総合的にふまえた結論として、組合規定と同様に商事会社規定においても、「区別」が想定されているといえる。

別段の定めに見る「拠出資本と留保利益の区別」の一般性

このように「区別」の想定は、上掲の商事会社規定から直接に読み取れる。しかし、もとよりそれらの規定がわざわざ置かれた「別段の定め」であるのなら、程度はひとまずおいても、準用元の組合規定とは違う内容がそこで定められていておかしくない。ということで今度は、上のように「区別」の想定に関わる内容に焦点を絞りすぎないで、またとくに、組合規定に対する「別段の定め」と呼べる内容を探る意識をもって、あらためて「利益および損失について」の商事会社規定を確認していこう。それは条文の量からも窺われるように多くはなくて、このことが裏返しの、準用されるルールの一般性を浮かび上がらせていくことにもなる。

まず、より明確に「別段の定め」と呼べるのは、上でも先にふれたが、留保利益への利子付与を規定する第657条である。この規定が、留保利益の取扱いを拠出資本の取扱いに近づけて、いふなれば、「区別」の境界線を淡くする(より厳密に言えば、利子付与の対象の境界線にもなるという、「区別」の1つの使い道を減らす)点は、たしかに組合規定と異なっている。しかし、それも上述のとおり結果としては、商事会社規定において「区別」が想定されることまでを変えるわけではなかった。それに「区別」は、その第657条とともにあってもなお、次に述べるように、財産分配(利子支払)をめぐる利害調整の円滑化に貢献し得るとみられる。

「区別」にもとづく留保利益は、期間損益計算の結果によって每期変動するのが通常と考えられ、したがって、それに対する利子の総額も、(利子率は一定として)每期変動するのが普通であろう。そうであれば、留保利益そのもの

の残高および変動は、拠出資本のそれと区別して、個別に把握されていたほうがよい。なぜならそれによって、期間損益にもとづく増減を受けた、留保利益に対する利子の変動の根拠(どうして出資者に支払われる利子が増減したのか)を、より把握・説明しやすくなるとみられるからである⁸⁾。このように、第657条にもとづく利害調整のあり方(財産分配をめぐる納得)は、いわば所与としてすでに存在する「区別」を前提とするかぎり、拠出資本と留保利益がもち得るそれぞれの性格づけの違いに依存する⁹⁾。そこでは、「区別」が行われない場合と比べて、つねに同じ利害調整のあり方がもたらされるとはかぎらないのである(このことについてはまた次節でふれることにして、ここではいったん、

8) より具体的には、たとえば、なんらかの事情ないし問題(手落ちや失念等)が原因で、毎期変動する留保利益に対して利子(の変動ぶん)が支払われていなかったとする。そのような場合でも、「区別」にもとづいて留保利益の変動が個別に把握されていれば、それについての利子の変動も確認しやすくなり、したがって、当事者間の納得も得やすくなるとみられる。

他方で、期間利益が(拠出)資本に(自動的に)振り替えられて「区別」が行われないうち、付与される利子の増減が期間利益の留保によるものか、拠出資本の増加によるものかは、2期ぶんの貸借対照表(利子の受取りが該当期末なら、前々期末と前期末の2つの貸借対照表)を見比べただけでは判別できなくなる。もっとも、日記帳や、仕訳帳ないし元帳にまで遡れば、その判別は不可能ではないが、わかりやすいのは「区別」があった場合のほうであろう。その意味で、プロシア普通国法の商事会社規定も、「区別」を前提とした規定(より正確に言えば、「区別」があったほうがよいと考えさせる規定)をもっていたといえよう。

なお、ここでは、付与される利子の増減の原因が、わかりやすいかどうかを問題にしている。しかし、拠出資本と留保利益にまとめて利子が付与される時、その合計としての出資者持分に対する、利子の増減の総額さえ正確に把握されれば、拠出資本と留保利益のどちらに対する利子にどれだけの増減があったのかがわからなくても、実質的な問題は起きない、と考えられるかもしれない。「区別」が行われなくても、出資者持分全体に対する利子さえわかれば、当事者間には実質的に同じ納得ないし利害調整がもたらされるとみるわけである。その場合は、本稿脚注10と、次節もあわせて参照されたい。

9) なんらかの意図をもって留保されるかぎり、留保利益が拠出資本と実質的に同じ役割を果たす場合(たとえば、留保利益が事業拡張積立金として計上される場合)はあり得る。しかしそうであるとしても、だからといって留保利益の扱いがすべて拠出資本と同じになるわけではなく、そこに多様な「区別」の意義がある(拙稿「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社、2007年、187-188頁参照)。

当面の検討課題に戻ろう)。

翻って、それ以外の規定も、次に確認していくように別段の定めでありながら、組合規定の特徴のうち前節の冒頭(および本稿脚注4)にまとめたものについては、影響を与えないといえる。まず、第653条は、単純に組合規定よりもわかりやすく拠出資本への利子付与について定めているというだけでなく、留保利益への利子付与を定めた第657条の(位置と内容の両面で)対極的な布石になって、拠出資本(653条)と留保利益(657条)という適用対象(利子付与対象)の線引きないし分担を明確にしている。その意味で同条は、別段の定めとしての役割を果たしつつ、なお拠出資本への利子付与のルールは引き継いでいる。

また、第654条は、(おそらく「払込資本についてと同様」(657条)、留保利益についても)慣習的なものより高い利子を付与することに対して一般的な制約を課している点で、組合規定とは異なる。さらに、第655条は、その前の第654条にもとづく拠出資本への利子付与のあり方・影響を受けて、より神経質に拠出資本維持を企図したかのような、組合規定に対する別段の定めになっている。それでも、これら2か条においては実質的に、拠出資本への利子付与というルールそれ自体までは変えられていないといえるであろう。

そして第656条も、その前後で、拠出資本に対する慣習的な利子付与の規定(654条および655条)を受けつつ、留保利益に対する(慣習的な)利子付与の規定(657条)を取り込んで、組合規定におけるのとはやや異なる帰結をもたらし得るようになってはいるが、事業継続を条件とした(拠出)資本維持型の財産分配を定める点は、引き継いでいる。このことはとくに、強調しておいてよいかもしい。というのは、利子付与に関するかぎり、拠出資本と留保利益との取扱いは同じになることも想定され¹⁰⁾、その点で「区別」が特段の意味

10) ただ、ここまでの論述からも窺われるかもしれないが、とくに利子付与をめぐる、拠出資本と留保利益との取扱いは実は、なお異なり得る。それは、拠出資本への利子付与と、留保利益への利子付与とで、異なる利子率を適用してはいけない(同じ利子率を適用せよ)という明文規定があるとはいえないからである。

をもたない場合もあり得るにもかかわらず、ここで「区別」が不可欠である要因は結局、それが拠出資本維持型の財産分配に使われるため、ということになっているからである。プロシア普通国法における「区別」の一般的な用途は、利子付与対象の切り分けよりも、財産分配（配当）をめぐる利害調整のためといえるわけである。

組合規定の準用にみる「拠出資本と留保利益の区別」の一般性

以上は、もっぱら別段の定めとしての商事会社規定をみて、そこから直接に確認できることがらであったが、その逆に、同規定が直接にはカバーしない、いわば空白部分については、自動的に組合規定が適用されることになる（2編8章614条）。次の課題として、その準用を確認しよう。

意図的にここまで、取り立てて説明してこなかったが、上掲の商事会社における「利益および損失について」の規定を読むとき、違和感なく自然と貸借対照表上での利益計算が想定されるであろう。実際、第654条と第656条にある「決算書」とは、貸借対照表のことと理解されている¹¹⁾。そして、当然ながらその貸借対照表上で「拠出資本と留保利益の区別」が想定されるわけであるが、ここでより重要なのは、その「区別」が、事業ごとに想定・構成されるはずで

ちなみに、第653条は出資者持分について「利子を受け取る権利がある」という趣旨の定めであるのに対して、第657条は「利子を付与する義務がある」という趣旨の定めになっている。ここから、前者では当事者間で選択の余地のある権利が定められ、後者ではその余地のない義務が定められている、と読み分けられるかもしれない。本稿にとって、拠出資本と留保利益との間で利子付与のあり方に違いはあってもなくてもどちらでもよく、その点を別段の定めとして取り上げるまでもないのであるが、そこでの利害調整のあり方に関心がないわけではない。そこで、上述の読み分けをめぐる解釈を示すとすれば、おそらく、次のようになると思われる。

まず第653条が、拠出資本に利子を付与する権利を認め、そして実際に、その権利が行使されているとき、第657条が、留保利益にも利子が付与される点を拠出資本についてと同じにせよと義務づけている（ただし、利子率の違いについては明言しない）。

11) 安藤，前掲書，第5章第2節1，および，第6章第2節4参照。

ある、ということである。組合（および商事会社）における事業ごとの「区別」を想定していた「拋出についての判断に際して」の規定（本稿第3節参照）が、ここでも効いてくるからである。もっとも、事業別の「区別」が実際の（公表）貸借対照表上に表われてくるかどうかは1つの問題なのであるが、それはあとで「区別」の実践を検討する箇所（当時の簿記実践をみる第6節と最近の社内資本金制度をみる第7節）でふれることにする。

最後に準用をたしかめておきたいことは、本節で取り上げた商事会社の「利益および損失について」の規定における、当事者ないし利害関係者の想定である。ここでも組合規定におけるのと同様、「区別」をめぐって想定されている利害の当事者は、もっぱら出資者ないし経営者（商事会社の社員¹²⁾）であることが読み取られるであろう。そしてなんとといっても、この商事会社の出資者が無限責任を負うことになる点を、あらためて強調しておこう。その理解ないし解釈の根拠は、たとえば「社員が無限責任を負う」というような明文規定があるためではなくて、「出資責任だけを負う」といった規定がないことによる。プロシア普通国法において、出資者の責任は、初期設定的に無限なのである。

同法のもとで、出資者が負う責任を有限にするには、前節で取り上げた組合規定（1編17章）第250条のように、出資者は「…債権者に対して、その払込資本をもってのみ責任を負うに過ぎない…」という趣旨の規定を設ける必要がある。ちなみにこの規定は、商事会社にも適用される可能性がある。なぜなら、同規定を適用しないとか、その内容に変更を加えるような別段の定めが、商事会社規定に置かれていないからである。しかしそれでも、ここで重要なことは、商事会社（および組合）がやはり、初期設定的に無限責任を負う出資者による企業形態であって、そこで「区別」が利用されていたということである。

上でふれた組合規定第250条（さらに第247条および第248条）は、付与される利子を大きくする（とか負担すべき損失を抑える）といったアレンジをもっ

12) 原則として、各社員（出資者）が会社の業務執行を行うことに関わる、プロシア普通国法第2編第8章の第623条および第633条参照。

て、初期設定的な無限責任の出資者から、有限責任のいわば優先出資者（さらに債権者）を分離するような規定であった。それに対して、商事会社規定第654条および第655条では、むしろ逆に、慣習よりも多い利子の原則的な抑制が図られ、結果として有限責任の優先出資者が排除されているようにみえる。付与される利子が原則として慣習的なものに揃えられて、無限責任の出資者のいうなれば初期設定性・原則性が明確にされているといってもよい。そしてそのようなところであるにもかかわらず、「区別」にもとづく財産分配ルールが強化されていることに、ここでは注目したいわけである。

「区別」の必要性が論点になるとき、とくに財産分配ルールとの関わりで、債権者保護が根拠として添えられることが多いが、上掲の規定で債権者は登場させられない¹³⁾。したがってそれらの規定は、強制的配当規制の主要な目的とされてきた債権者保護とも無関係に理解できることを確認しておきたい。たしかに考えのうえでは、たとえ出資者が無限責任を負う場合でも、強制的な配当規制は債権者にとって不利な材料にはならないはずであるから、いっそうの債権者保護を目的にそれが採用されていてもおかしくはない。しかしやはり、債権者による異議申立てといった手続きが用意されていないところをみれば、ここでの「区別」の利用は、出資者＝経営者間の利害調整のためであることが際立つはずであろう。

以上のように、前節の冒頭（および本節の脚注4）で示した組合規定の特徴は、商事会社規定にも引き継がれている。それらの「区別」をめぐるルールはそのふんだけ、一般性をもつことになる。

13) なお、組合規定第266条～第268条参照。そこではたしかに債権者が当事者として想定されていて、それらの規定も商事会社に準用されることになる。だがむしろ、それらの規定のおかげでよくわかることになるが、出資者＝経営者と債権者とは、利害の当事者として明確に分けて取り扱われているのである。

6 自発的な実践から制度的な法規に吸収された GAAP としての 「拠出資本と留保利益の区別」の位置づけ

「拠出資本と留保利益の区別」の一般性といってもまだ、ここまでの方針によってたしかめられるものは、その抽出方法からいってさしあたり、プロシア普通国法のいわば内側で認識されるものでしかない。同法における「区別」の意義の真骨頂は、本稿第1節で結論的に示したように、実践との関係にあるといえそうなのだが、規定をどれだけ突き詰めて検討しても、それだけではなお、法規の文言が作り上げる「区別」のあり方の、いわば空論的（形而上的・非経験的）な理解という次元を出られそうにない。当時の「区別」をめぐる法規と実務との関係を確認するには、規定それ自体に注目してきたここまでの作業とは、別の作業が必要になるはずである¹⁴⁾。

そこで本節では、当時¹⁵⁾の「区別」をめぐる実践を探ってみよう。そのうえで、この実践と、プロシア普通国法の「区別」をめぐる規定との関係を推定してみたい。その試みにも、歴史的な資料（史料）の制約から重大な限界がつかまとうが、だからといって、当時の会計実践を無視してよいことにはならないであろう。この課題は前もって見越され、すでに前節までで、プロシア普通国法の規定についての検討作業に一区切りをつけてある。そこから抽出された「区別」のあり方を念頭に置きつつ、ここであらためて、当時の実践を（まさに、その表層ないし上澄みだけでも）眺めてみれば、「区別」は当事者たちによる自発的な実務から制度的な法規に吸収されたタイプの GAAP である、という位置づけがみえてくるはずである¹⁶⁾。このような、第3節から第5節ま

14) ここで述べている意味の、規定と実践とのいわば距離感は、プロシア普通国法の草案 (Entwurf eines allgemeinen Gesetzbuchs für die preußischen Staaten) や理由書的な資料のような、規定の趣旨を示す資料にもとづく場合でも、本質的には変わらないであろうとみられている。

15) ここでいう「当時」として、おおまかだが、プロシア普通国法が公布される前後の時期、およそ18世紀終盤から19世紀序盤が想定されている。以下同じ。

16) 検討の順序として、実務を探ってから、制度を確認する、という流れも考えられる。しかし、ここで逆に、制度から実務へ、という流れで検討に取り組むのは、

を一貫して通底するまとめの補強作業から、本稿による「区別」の位置づけの特性が明確になるであろう。

当時における「拠出資本と留保利益の区別」の実践の手がかり

とはいえたしかに、上でもふれたように、「区別」をめぐる当時の実践について知ろうとしても、もとよりその根拠になる史料の面で、一定の限界はあるとみられる。ここでいう限界とは、より具体的には、当時の「区別」の実践について体系的な統計等を示すような文献が見当たらないこと（存在しないかもしれないこと、少なくとも、先行研究も私自身も、その存在に気づくことができていないこと）である。こういった事情は、そもそも上述の課題（設定）に無理があるのではないか、という疑念さえ抱かせるかもしれない。

しかしあくまでその必要性を考えるなら、この課題は目をそらすことのできないものになるはずである。あとでもふれるが、とくに「区別」研究においても強かった、現実の会計行動を必ずしも的確にふまえない傾向が、その議論を収束・完結に近づくことを阻害していたように思われるからである¹⁷⁾。そこで本節では、「区別」の実務をなお示唆するような資料にあたってみたい。そこからは、当時の実践をまさに探る（推測する）ことまでしかできないと思われるものの、「区別」について、より説得的なある位置づけを見出すための、一定の道すじを立てることができる。

当時の実践に接近するための資料として、ここで選ぶのは、同時期における簿記の教本（Lehrbuch）である。それらの中に当時の「区別」の実践に関する

実務の把握のほうがより困難で、それ自体の検討は断片的になるのに対して、制度の把握のほうがより簡単で、始めから体系的な内容を提示しやすいと判断できたからである。本稿での検討の順序は、もっぱら、そういう立論上の理由によるもので、それによって異なる検討結果が示されることになるという趣旨や意図ではない。

17) この見方についてはひとまず、拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」をめぐる研究者たちの沈黙(1)(2・完)」『企業会計』第63巻第5号・第63巻第6号(2011年5月・2011年6月)を参照されたい。

る手がかりがある、という見立てである。もちろん、その簿記教本にあっても、必ずしも統一的・一般的な実務のあり方を示すことだけが目的になっているとはかぎらず、著者ごとの個別的な見解の違いは表れ得る。それでも、先行する教本の参照をつうじて、引き継がれる内容に一貫性・一般性があったり、そしてなんとといっても、著者自身が明確に実務を意識していると明記されることが少なくない¹⁸⁾。とくにこのような実務への明確な意識は、ひとくちに同じ教科書の類いでも、現在の日本の簿記テキストにおけるのとは違っている¹⁹⁾。それでもまだ、当時の実務を反映する証拠の最も直接的なものが得られるわけでもないが、より多くの人々が参照できる史料のうち、上述した本節の目的に適うものとして、それらを超える史料を思いつけない²⁰⁾。

以上の見方にもとづいて、当時の簿記の教本に目をとおすにあたり、事前の見込みとしてまずは、下に示す特徴をそれらがもつか否かに注目すればよい、と考えておくことにしたい。というのも、これらの特徴を満たす教本があれば、プロシア普通国法における組合・商事会社規定のもとで実際に「区別」が行われていた可能性がみえてくる（残される）であろうからである。

- ① 組合ないし商事会社における「区別」の方法が具体的に示されている。
- ② プロシア普通国法が適用される地域内での簿記が想定されている。

変更の余地も残しながら、当面は、これら2つの特徴の有無に注目しよう。なお、もう1つ、出版の時期に関する③の特徴も用意してあるが、これについては、意図して後述する。

18) 以上のような認識に関しては、片岡泰彦『ドイツ簿記史論』森山書店、1994年、および、百瀬房徳『貸借対照表法の生成史』森山書店、1998年も参照されたい。

19) とくに、現在の日本における簿記テキストないし簿記教育に対する、簿記検定の影響にふれる、日本簿記学会第27回全国大会『報告要旨集』（2011年8月25日・26日・27日）、8頁や、同大会の統一論題「財務諸表の変容と簿記処理の再検討」の討論における、安藤英義先生のご発言の内容が、ここでは念頭にある。

20) 当時の簿記教本は、たとえば単一の企業の定款（に定められた会計ルール）と比べ、実務においてより多くの企業に通用する一般的な簿記処理を取り上げ得るとみられるし、しかもその処理を具体的に、理由ないし論理とともに示してくれるという特性をもっている。

組合・会社における「拠出資本と留保利益の区別」のあり方 (Petter, 1826)

当時の簿記教本には、個人商人ないし個人企業における簿記を明示的に取り扱うものが多い一方で、組合ないし会社といった組織における簿記を取り扱ったり、さらには「区別」に関わる簿記を意識的に取り扱うものとなれば、ずっと少なくなるようである。その中の希少な文献として、ここでは Petter (1826)²¹⁾ を取り上げたい。まず同書は、私が参照できた文献の中で最も詳しく「区別」の例を示す簿記教本であり、本節で注目する上掲の特徴のうち、①を満たす。他方で、②について Petter (1826) は、それを満たすとはいえない。なぜなら同書の出版地は、プロシアの隣国オーストリアにおける帝都、ウィーンであったし、また著者自身も執筆時に同法適用地域に拠点を置いていたといえるか不確かだからである²²⁾。

それでも、Petter (1826) をここで参照するのは、同書では、たしかにプロシア普通国法の適用地域だけが想定されているわけではないが、当時のヨーロッパ各地の簿記が広くふまえられていて、そのうえそこには、プロシア普通国法の適用地域も含まれているとみられるからである²³⁾。このことは本稿の当初の目論見を超えて、同法の適用地域にとどまらない、「区別」のより広範囲的・一般的な利用を探り得る可能性をもたらしてくれる。その点からすると、事前の②の特徴設定は、おそらく素直ではあったであろうが、必要以上に狭かったかもしれない。ならばここで、想定される地域の一部としてプロシアも含まれればよいという趣旨で、「プロシア普通国法が適用される地域内および地域外での簿記が想定されている。」というように、②の特徴を明確に拡張してお

21) Petter, F., Theoretisch=practisches Lehrbuch der kaufmannischen Buchhaltung=Wissenschaft, Wien, 1826 年。

22) 当時の著者の肩書きは、同書の巻頭、中表紙によれば、Professor der deutschen Sprache am k. k. Gymnasium zu Ragusa である。

23) とくに、同書の序言 (Vorwort), および、目次のあとの手引き的なコメント (Bemerkungen) を参照。そこでは、フランス (語) の簿記教本が参照されている形跡のほか、本文で取り上げられていく例の中で、ペテルスブルクでの簿記や、プロシア普通国法の適用地域であるハンブルクでの簿記が例示される。

くことにする²⁴⁾。

さてそれでは、Petter (1826) から、本稿に必要と思われる部分を引用しよう。同書では、次の叙述とともに、設例および簿記処理例が示されていて、その内容を具体的に理解しやすくなっている。

「それぞれの社員 (= 出資者—石川) に対して、個別の資本勘定 (ein Capital=Co.) を設定する…。」(317頁)

「たいてい、社員たちに対しては、その払込みが利子を付される。…。それで、払込みを、それぞれの持分権者に対してさしあたって利子が付されなければならない貸付けとみなすことになる。」(318頁)

「多くの商家では、もともとの払込み (die ursprünglichen Einlagen) を資本勘定上でそのままにしておいて、持分所有者たちに対して利子にも利益持分にも貸方記入すべきものを、社員の私有勘定に振り替える…。このことは、毎年、もともとの払込みだけについて利子が付され、年次利益によって増加させられた払込み (die durch den jährlichen Gewinn vermehrten Einlagen) については付されない、という理由から生じる。」(318頁)

これらのうち、1つめと2つめの引用文からは、個別の出資者 (による払込み) が、あたかも個別の債権者 (による貸付け) のようにみなされること、したがって、出資者ごとの資本勘定が、あたかも債権者ごとの負債勘定のように取り扱われることが読み取られるであろう²⁵⁾。そして最後の引用文からは、

24) プロシア普通国法のもとで「区別」の実務があったといえることと、どこでもいいから「区別」の実務があったといえることは、一応、分けて議論ができる別の問題である。「区別」の意義を考えるだけなら、後者のことだけに注目してもよい。しかし、本稿がとくにプロシア普通国法と「区別」の実践との関係を探るのは、同法も沿革にもつ日本の会計制度のことが意識されているからである。

25) これらの勘定は、より明確に、財産管理ないし資本管理の対象とされる。この点については、拙稿「純資産・株主資本の簿記と発行済株式の簿記との相互補完—全体的・金額的な把握と個別的・質量的な把握の分担—」『日本簿記学会年報』第24号 (2009年7月) も参照されたい。

拠出資本のことに理解できる「もともとの払込み」が「そのままにして」おかれるのはなぜか、いかえると、拠出資本と留保利益とが「区別」されるのはなぜか、その理由について Petter (1826) では、拠出資本には利子が付与されて、留保利益には付与されないからである、と理解されていることを読み取れる²⁶⁾。

しかし、「区別」が行われる根拠の理解は、前節での検討をふまえるなら、これだけで十分であったろうか？ そもそも、なぜ拠出資本には利息を付して、なぜ留保利益には付さないのかということまでを考えずに、素朴に、すでにある拠出資本と留保利益との境界に便乗するだけの理解なら、「区別」が行われる理由にまで遡れないのが必然であろう。Petter (1826) の理解どおりなら、拠出資本と留保利益とが利子付与について同じ扱いを受ける場合、「区別」は必要ないことになるが、実際は必ずしもそうならないのであった。既述のとおり、たとえその場合でも「区別」は、拠出資本と留保利益の違いにもとづいて財産分配（利子付与）をめぐる利害調整のあり方になお違いをもたらし得るから、あってもなくてもどちらでも変わりがないとはいいきれなかった。

その違いをもたらす原因は、留保利益が通常は期間損益の振替えをつうじて每期増減する、その意味で変動的な金額であるのに対して、拠出資本は増減資がある場合を除いて変動することの少ない、まずはその意味で固定的な金額であることによるのであった。これに加えて先ほど、出資者による払込み（企業にとっての拠出資本）が債権者による貸付け（企業にとっての借入金）と同様に扱われることにふれたが、このことは、拠出資本がもつ別次元の固定的な性格を明確にしてくれる。ここではその点も含めて、意識的にやや混み入った事情に立ち入りながら、Petter (1826) による「区別」の理由づけに反論しておこう。この論点は後述（次頁）のように、「区別」の存在意義・存立基盤にも関わっていくからである。

26) この理解については、安藤英義「「資本と利益の区別」起源考」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社、2007年、6頁も参照。

たとえば、ある期首に拠出資本が100、留保利益が20であり、利子率は双方に対して年5%であるとしよう。このとき、期末までに拠出資本について利子5、留保利益について利子1、合計で6の利子が生じたところで決算を迎え、期間損失20が生じたとする。これによって、繰越損失ないし資本欠損6（＝留保利益20－拠出資本・留保利益への利子6－期間損失20）が生じることになる²⁷⁾。ここで、残高ゼロ以下になった留保利益について、支払利子が生じなくなることに異論はないとすると、拠出資本について、支払利子はどうなるであろうか。

拠出資本100は、あくまで拠出された金額そのものとして、たとえば社債の額面価額のように固定的に利子計算の基礎になって²⁸⁾、たとえ上記のような資本欠損が生じて、自動的に欠損填補が行われるわけではないとみられる。それは、資産の金額が負債の金額を下回る債務超過（資産<負債）のときでも、減少した資産の金額に応じて自動的に、負債の金額が減るわけではないのと同じである。これに伴って、資本欠損のときの出資者に対する利子も、拠出資本の払戻しではなく、あくまで分配可能額の減少をもたらすものになる²⁹⁾。もし、この場面で「区別」が存在せず、したがって自動的に拠出資本の金額も減ることになれば、出資者に対する利子の計算の仕方も変わって、財産分配をめぐる利害調整のあり方も変わり得る。

以上のことから、「区別」が必要とされたか否かの決め手ないし手がかりは、（仮に拠出資本維持型の分配規制がない場合でも）必ずしも、拠出資本のほうだけに利子付与が行われるか否かではなかった、とみられる。

27) ここでは、資本（出資者持分）に対する利子は、利子といっても（いわゆる利子と同じように固定的な金額であっても）、配当（安定配当のように固定的な配当）ないし財産分配に相当すると考えられている。そのため当該利子は、期間損益とは分けて取り扱われている。

28) ここで社債の額面価額をアナロジーに使っているのは、拠出資本と負債との類似性と、利息計算の基礎となる点に注目しているからである。そこに、額面価額がつねに収入額に等しいという前提はない。

29) この見方については、本稿脚注27を参照されたい。

出資者ごとの資本勘定 (Magelsen, 1772) と

損益勘定から残高勘定への振替え (Büsch, 1792)

そうすると、「区別」が当時に行われていたかどうかについて、本節のここまでに残る手がかりは、出資者ごとの資本勘定と、それに対する負債勘定的な取扱い、ということになる。これらの手がかりにふれる教本なら、ほかにもある。それらを取り上げるにあたって、本稿が注目する特徴の3つめをここで示しておこう。

③ プロシア普通国法が公布される前に出版されている。

この3つめの特徴が満たされると、その教本が取り上げる簿記実践としての「区別」は、1794年におけるプロシア普通国法の公布以前からもともと実務の現場にあった、という可能性がみえてくる。このように、1794年以前に出版された教本で紹介される簿記（・会計）のルールが、同法でも存在を確認されるものであれば、そのルールは法規によって実務にもたらされたものというよりも、実務から法規に吸収されたタイプの GAAP である可能性が高まるわけである。この想定で当時の簿記教本を探ると、Petter (1826) を唯一の拠りどころとはできなくなる一方で、③を満たす点で追加的に注目されるのが、Magelsen (1772)³⁰⁾ と Büsch (1792)³¹⁾ である。

Magelsen (1772) は、プロシアの、商業都市ハンブルクに隣接するアルトナで出版されていて、②の特徴を満たしているといってよい。また、同書では、具体的な簿記処理（ないし「区別」）までは明確にされていないものの、組織的な商業 (gesellschaftlichen Handlungen) における簿記も想定されていて、①の特徴も部分的に満たされている。その想定のもとでとりわけ注目される同書の内容は、財産の増減・残高を計算する際に、出資者自身の名前を付した勘

30) Magelsen, H., Die ersten Gründe des Buchhaltens, sammt Anwendung derselben auf die gewöhnlichsten Vorfälle der Handlung und Wirthschaft, Altona, 1772 年。

31) Büsch, J. G., Theoretisch=Praktische Darstellung der Handlung in deren mannigfaltigen Geschäften, Zweiter Teil, Hamburg, 1792 年。

定で、共同事業者たちの個人的な計算が行われるのはめずらしくない、と述べられていた点である³²⁾。これは要するに、上でいう出資者ごとの資本勘定を想定する論述と理解してよいであろう³³⁾。

それに加えてハンブルクで出版された Büsch (1792) はさらに、どのような企業形態を想定しているのか必ずしも明確ではない点で一見、①の特徴を満たしきれないように見えるものの、少なくともそれに反しないかたちで、「区別」につながる処理を示していた。それは、より具体的にいえば、損益勘定の残高を、直接に資本勘定に振り替えるのではなく、すべての勘定の残高が集まる残高勘定に振り替える、という処理である³⁴⁾。このような処理は、現在の簿記テキストで個人商人・個人企業の場合に説明される、損益勘定から資本金勘定への振替えを行う処理とは異なっていて、つまるところ、「拠出資本と留保利益の区別」をもたらす処理である。これは、企業形態を問わずに通用する処理であるから、結局、①の特徴には反しないはずである。

当時の商人の実践を目の当たりにして、簿記についての記述を残したとみられる同書の著者ビュッシュは、プロシア普通国法における「商人の法」に関わった起草者の1人でもあった³⁵⁾。その（起草への具体的な関わり方は不明でも）彼が、上述の簿記処理ないし発想（擬人的な勘定としての資本勘定と、そこにおける「拠出資本と留保利益の区別」）を示唆していた事実は、軽視できない。そのような、②の特徴を満たして実務を制度につなぎ得る素地があるからこそ、プロシア普通国法においても実務慣行としての「区別」が想定されていた、という仮説的なシナリオも着想され得るのである。

ちなみに、上で結論的にふれたが、Büsch (1792) のように擬人的に勘定を説明する場合でも、出資者ごとの資本勘定上で、「区別」が行われ得ることに

32) Magelsen, 前掲書, 6頁参照。

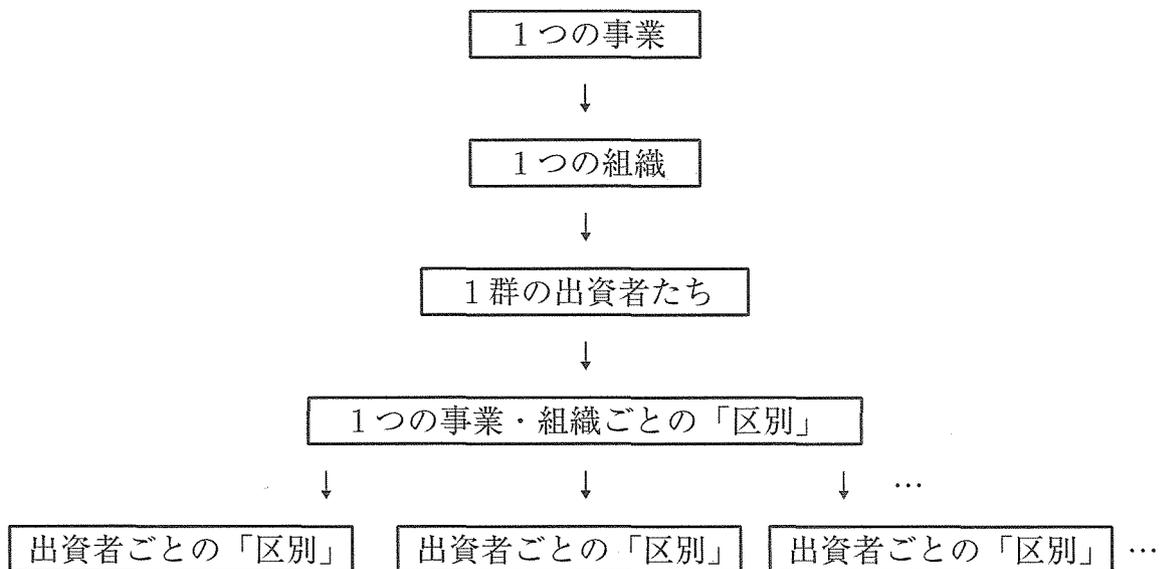
33) この理解については、百瀬, 前掲書, 92頁も参照。

34) Büsch, 前掲書, 141頁, および, 百瀬, 前掲書, 157頁参照。

35) Büsch, 前掲書, 353頁参照。このことについてはまた, Vehn, A. ter, Die Entwicklung der Bilanzauffassungen bis zum AHGB, Zeitschrift für Betriebswirtschaft, 6. Jg., 1929年, 338-339頁, および, 百瀬, 前掲書, 128頁参照。

なる³⁶⁾。そこで、そのような出資者ごとの「区別」と、プロシア普通国法の規定から読み取られた事業ごとの「区別」との関係について、ふれておく必要があると思う。ここまでの検討によるかぎり、仮に一方（前者）が実践されていても、他方（後者）が実践されているとはいえないからである。両者は、お互いの存在を前提とはせず、前者がなくても後者は成り立つし、後者がなくても前者は成り立つわけである。しかし、だからといって、それらがつねに無関係になるかといえば、次に述べるように、そういうわけでもない。

事業ごとの「区別」の根拠規定と見立てた、プロシア普通国法における組合規定のうち、とくに第190条から第197条を読み返すと、そこからは、事業目的別に組織（組合）が設立されるような想定が窺われる。さらに注目したいのは、その組織ごとに出資者たちが異なることが想定されているようにそれらの規定（とりわけ197条）を読めることであり、したがってその組織ごとに「区別」が行われるとみられることである。以上のことを図式的に要約すれば、次のような関係が成り立つようにみえるわけである。



36) その処理の具体例については、Petter, 前掲書, 317-332頁が参考になる。

ここでは、事業（・組織）ごとの「区別」も、それに先立つ事業（目的）も、出資者ごとの「区別」と矛盾したり相互排他したりすることなく、むしろ整合的につながっている。その意味で、事業ごとの「区別」と出資者ごとの「区別」は、1つの体系を構築するように、つながり得る。したがって、プロシア普通国法の公布当時、事業ごとの「区別」が実践されていた可能性は、否定されない。実際、③を満たさない Petter (1826) によれば、であるが、出資者ごとの「区別」は、各自の持分を明らかにしてしまうため、いわゆる秘密勘定 (Geheim=Conto) ないし秘密帳簿 (Geheimbuch) 上で行われる一方、それらは公式帳簿 (offnen Buch) における1つの（事業のものの）組織ごとの「区別」に集約されていたようである³⁷⁾。

もっとも、このことは今度は、次に説明するように、事業ごとの「区別」を考える意義ないし必要性を問うことになる。上のつながりのうち最初の2つ、事業と組織とのつながりは、組合が実際にどのように組織されるのかにも影響を受けるかもしれない。たとえば、組合が1つの事業ごとに組織されていたなら、そこでの「区別」がそのまま事業ごとの「区別」になるわけであるが、1つの組織に複数の「区別」までが想定されるわけではない。そうだとすると、現在一般に想定される企業ごとの「区別」と結果として変わらない場合もあり得て、わざわざ事業ごとの「区別」を想定するまでもないとみられておかしくない。

そもそも、プロシア普通国法を離れた次元で、企業と事業との関係がどのように整理されるかを考えるとき、それは当事者たちの主観にも依存するように思われる。企業全体が1つの事業とみられる場合もあれば、複数の事業によって企業が構成されるとみられる場合もあろう。前者の場合、「区別」は1つにまとめられるが、後者の場合、「区別」は複数の事業ごとに設定され得る。以上のことはあるいは、事業ごとの「区別」を想定してきた本稿の流れからいえ

37) Petter, 前掲書, 322-332頁参照。このような「秘密」の取扱いも、「区別」が会計の（公衆向け）情報提供機能より先に、（当事者向け）利害調整機能に使われてきた証しであろう。

ば、消極的な材料にみえるかもしれない。

しかし、そうではない。上の図式にまとめた、上流の事業から下流の「区別」にかけてのつながりは、緩いものであってよい。つまり「区別」は、事業ごとに設定され得る、ということだけでよいし、それをどう行うのかも、当事者たちに任せてよいのである。それが、このあとさらに述べていくように、実務から法規に吸収されるタイプの GAAP としての、「区別」の性格を反映しているともいえるからである。

プロシア普通国法に表出した GAAP としての「拠出資本と留保利益の区別」

ここまで、「区別」が当時の実務で利用されていた可能性について検討してきたが、考えてみると、その手がかりは、本稿で取り上げてきたプロシア普通国法の規定の中に、すでにみられていた。たとえばそれは、「契約において…定められていない場合…」(251条)、「明確に取決めをしている場合を除き…」(256条)、「別段のことが申し合わされていなければ…」(261条)、「明確な申合せがないときに…」(262条)、「定款に別段の定めがなければ…」(653条)、「他の社員の合意なしに…できない」(654条)といった表現であった。これらはつまり、別段の申合せさえあれば別の決定ができるという、任意規定としての性格を象徴する文言である。程度はさておき合意によって変更できる任意規定のルールは、当事者たちにとっては、デフォルト・ルール(変更可能な初期設定のルール)でしかない。

合理的なデフォルト・ルールとして採用されやすいのは、より多くの場合に当事者間で納得が得られやすいルールのはずであろう。当事者たちが使い勝手に不満をもてば、そこにより大きな調整を加える手間をかけさせてしまうが、不満をもたなければ、デフォルト・ルールをそのまま使ってもらうことができるからである。これに関して、たとえばプロシア普通国法の商事会社規定は、拠出資本および留保利益に対して付与される利子として、「慣習的」なものを初期設定的に用意していた(653条, 654条)。そのように「慣習的」といっている時点で、そこではなんらかの実践が前提にされているはずである。

前節まででも、同法について、出資者＝経営者間の利害調整のための規定が詳細であることを特徴にあげてきたが、それは、これだけ細かな規定が、実務慣習を捨象して起草者の独創だけで設定されるとは思われないことを、ここで述べるためであった。組合における拠出資本のみへの利子付与に対して、商事会社における拠出資本と留保利益の両方への利子付与という、あるいは変則的にみえるルールも、当時の実務においては一般的であったのかもしれない³⁸⁾。

企業形態ごとに、こういった利害調整の違いがなぜ生じ得たのか、ということも関心をもてるところである。しかし、ここではあくまで、プロシア普通国法においては、拠出資本の金額と留保利益の金額を利用した、出資者＝経営者間での財産分配をめぐる利害調整の多様性・独自性が受け入れられていたとみられることに注目しておこう³⁹⁾。法には、当事者間の契約を束ねたデフォルト・ルールとしての役割もあるとみられるが⁴⁰⁾、プロシア普通国法のような初期の立法においてもその役割が見出される。もともと同法は、一般的な性格として、商人の実務を取り入れた点に特徴があるとみられるのであった⁴¹⁾。

そうであるなら、ここまでに明らかにしてきた「拠出資本と留保利益の区別」のあり方も、当時の実務慣習を反映したもの、いかえれば、文字どおりの、一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles:

38) たしかに、拠出資本等への利子付与（という表現）は、現在の日本ではあまり聞くことがないといってよいであろう。しかし、その利子付与を実質的な定額安定配当と解釈すれば、それは現在でもあり得ない話しではない。負債と区別される拠出資本等について利子（率）という表現をあてることが問題になるなら、その金額にもとづく配当（率）と表現すればよいだけのことであろう。ここでの関心は、その呼称以上に、実質的な財産分配ないし利害調整のあり方にある。

39) 前の脚注38に示した本稿の関心からは、本文に示した第654条の規定内容が、一種の優先配当に関する規定と解釈できる。それは、いわば普通の「利益配当」よりあとに行われるようであるから、（いわば定額の、いわゆる参加的な）優先配当の一種ということになろう。それを行うには、他の社員の合意が必要であったが、これはむしろ、「区別」にもとづく財産分配のあり方も、当事者間の合意に委ねられてよい、というプロシア普通国法の姿勢の現われであったとみられる。

40) ここではとくに、三輪芳朗＝神田秀樹＝柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会、1998年、序章および15章参照。

41) 安藤、前掲書、184-189頁、および、百瀬、前掲書、3頁参照。

GAAP)としての性格をもつものである、という見方も許されてよいであろう。実務慣習としての一定の「区別」のあり方が、プロシア普通国法の組合・商事会社規定に吸い上げられ、そして同法をつうじて、GAAPとしての位置づけを表出させていた、ということもできる。本稿で取り上げてきた「区別」は、たしかにその最低限のあり方が法規定によって固められているものの、当事者間の合意によってなお調整が可能な、いわばソフトなルールであった。

それに対する微調整の代表として、ここで考えられているのは、「区別」を事業別に設定することである。企業全体を単一の事業とみるなら、そこでの「区別」は全体として単一でよい。他方で、企業が複数の事業によって構成されるとみるなら、そこでの「区別」は事業別に設定されてもよい。どちらを選ぶかは、納得が得られやすいかどうかといった規準で、当事者間で決められてよい。いずれにしても企業全体としての「区別」は同じになるはずだから、財産分配規制上も問題は多くないであろう⁴²⁾。

以上のような「区別」のGAAPとしての位置づけに関連して、異論があり得ると予想されるのは、まず形式的に、「区別」に関わるルールとして取り上げられた規定のうち、資産（財産）評価に関わる規定が比較的少なかったのに対して、財産分配に直接的に関わる規定がかなり多かった、ということについてであろうか。たしかに「区別」は、期間損益計算をつうじて資産評価規定の影響を受けるから、同規定と無関係ではない。しかし「区別」の、あくまで期間損益計算の結果としての側面に注目するなら、それがもっぱら決算を受けた財産分配規定で取り扱われること自体は、おかしいことではない。

また、デフォルト・ルールと呼びつつ、それらが実際には、資産評価規定に比べてより詳細・画一的であった点も、ひっかかるかもしれない。これについては、財産分配規定のほうが充実させられたのが、資産評価規定と比べて当事者間の利害調整に直結するからとか⁴³⁾、財産分配をめぐるは少なくともデ

42) ここでは、あくまで基本的にはあるが、連結配当規制におけるのと同じ発想がある。

43) もちろん、資産評価規定をつうじて、利益額が変わり、それによって受け取る

フォルト・ルール（初期設定のルール）が必要とされたのかもしれない⁴⁴⁾と考えれば、そういった規定のあり方も、「区別」の位置づけを左右するわけではない。

「区別」を GAAP として位置づけるにあたって、むしろ本質的と思われる異論は、本稿のように、期間損益計算後の財産分配に関わるルールを、GAAP に含めていること自体に対して生じるであろう。それについて本稿では、次のように考えられている。まず、実務で自発的に会計にもとづく数値ないしルールとして「区別」が使われていたとすれば、それは配当規制だけの問題であるとか、GAAP として扱われないといえる根拠が不明確になるはずである。もっとも、「区別」は、期間損益計算のあとの問題であって、したがって、当期純利益等の数値にも影響を与えないようにみえるかもしれない。しかし、「区別」にもとづく財産分配が慣習になって（その合理性はひとまずおくとしても）、それに伴って留保利益の数値も注目されるとしたら、その注目が期間損益計算の段階に遡って、影響を与える可能性がある⁴⁵⁾。拠出資本からの配当が認められる状況においてさえ、留保利益からの配当を行う企業が大半を占める今日である⁴⁶⁾。そもそも、特定の「区別」の結果を狙って、いわばその大枠に

当面の配当額も異なり得るのは事実であるが、やはり資産評価が即、財産分配をめぐる利害調整を直接に決めるわけではない。財産分配について利害が分かれ得るとき、その場面を直接に裁くルールをより明確にしておく、という判断はあり得るであろう。

44) 1839年ヴェルテンベルク商法草案では、財産分配規定は設けられていたが、資産評価規定はあえて設けられていなかった。その根拠については、拙稿「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文編集委員会『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社、2007年、176頁を参照されたい。また、そこからのちに資産評価規定が充実させられていった経緯については、安藤、前掲『新版 商法会計制度論』、67頁を参照されたい。

それらのことをふまえると、情報提供にしても利害調整にしても、会計の機能が発揮される具体的な局面・時代によって、規定のあり方（緩急）は変わり得る。

45) たとえば、青木康晴「利益調整のインセンティブと配当行動」『一橋商学論叢』第3巻第2号（2008年11月）参照。

46) 前掲拙稿「拠出資本と留保利益の区別をめぐる研究者たちの沈黙（1）（2・完）」参照。

合致させるように期間損益計算が調整されないといえるのかどうかは1つの命題であるが、その検証結果をまたずに、「区別」は会計原則ではないと断定できるわけでもあるまい。期間損益計算に影響を与えるかどうかには範囲を限っても、その枠としての「区別」は、出資者＝経営者間の財産分配に関わる経営者報酬の会計ルールに近似的に、なおGAAPたり得る。

本稿では、これまでの会計原則で取り上げられてきたから「区別」もGAAPである、というつもりは最初からないが、そういった経緯に依存しなくても、上の結論を示せるはずである。たしかに、そもそもなにをもってGAAPと呼ぶのかが問題になり得るはずであるし、とくに、法規等の形式から離れた次元で、文字どおりのGAAPをその実質から具体的に特定しようとする、作業には終わりがみえなくなる。本節のように、時空を超えてGAAPを特定しようとするればそれはなおさらで、ここではとくに仮説（推定）的な記述が目立ったであろう。

しかし、遠く離れた過去の解明それ自体よりも、むしろそこから得られてきた着想にここでは重きを置いて、現在における「区別」の意義の分析に対して与えられる示唆へと議論をつなぐことにしよう。本稿ではそこに、会計ルールをめぐる歴史研究の、固有の意義があるとみられている。

(未完)

* 本稿の執筆中に、安藤英義先生（専修大学教授・一橋大学名誉教授）とロシア普通国法における会計ルール等についてお話しできたことが、いくつかの重要な結論を考える大切な契機になりました。深く感謝いたします。

なおもちろん、本稿の責任はすべて、私にあります。

紅葉すすむ緑丘にて

引用文献一覧 (本号分)

和文文献

- 青木康晴「利益調整のインセンティブと配当行動」『一橋商学論叢』第3巻第2号(2008年11月)。
- 安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房, 1997年(『商法会計制度論』国元書房, 1985年)。
- 安藤英義「「資本と利益の区別」起源考」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社, 2007年。
- 片岡泰彦『ドイツ簿記史論』森山書店, 1994年。
- 日本簿記学会第27回全国大会『報告要旨集』(2011年8月25日・26日・27日)。
- 三輪芳朗=神田秀樹=柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会, 1998年。
- 百瀬房徳『貸借対照表法の生成史』森山書店, 1998年。

欧文文献

- Büsch, J. G., Theoretisch=Praktische Darstellung der Handlung in deren mannigfaltigen Geschäften, Zweiter Teil, Hamburg, 1792年。
- Koch, C. F., Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, 2. Theil, 1. Bd., Berlin, 1854年。
- Magelsen, H., Die ersten Gründe des Buchhaltens, sammt Anwendung derselben auf die gewöhnlichsten Vorfälle der Handlung und Wirthschaft, Altona, 1772年。
- Petter, F., Theoretisch=practisches Lehrbuch der kaufmannischen Buchhaltungs=Wissenschaft, Wien, 1826年。
- Vehn, A. ter, Die Entwicklung der Bilanzfassungen bis zum AHGB, Zeitschrift für Betriebswirtschaft, 6. Jg., 1929年。

拙稿

- 「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社, 2007年。
- 「わが国株式会社社会会計制度における伝統的資本概念の特質—会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度—(1)(2)(3・完)」『愛知経営論集』第155号・第156号・第158号(2007年2月・2007年7月・2008年7月)。
- 「純資産・株主資本の簿記と発行済株式の簿記との相互補完—全体的・金額的な把握と個別的・質量的な把握の分担—」『日本簿記学会年報』第24号(2009年7月)。
- 「「拠出資本と留保利益の区別」をめぐる研究者たちの沈黙(1)(2・完)」『企業会計』第63巻第5号・第63巻第6号(2011年5月・2011年6月)。